

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 公 告 | ページ |
| ○高知港係留施設等の指定管理者の募集（港湾・海岸課） | 1 |

公 告

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知港係留施設等（県の管理に属する港湾施設のうち、募集要項において定める施設とする。）（以下「港湾施設」という。）
 - 施設の場所
高知市仁井田字新港ほか
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - 港湾施設における行為の規制に係る業務
 - 港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令
 - 船舶の係留場所の指定及び変更の命令
 - 港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可
 - 港湾施設の使用料の徴収（調定事務を除く。）
 - 港湾施設の使用料の免除
 - 港湾施設の使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更
 - 港湾施設の使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令
 - （8）の命令に係る原状回復が完了したことの検査
 - 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - （1）から（10）までに掲げるもののほか、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するために知事が必要があると認める業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、港湾施設の公平な利用を確保し、港湾施設の効用を最大限に発揮させるとともに、港湾施設の効率的な管理を図り、港湾施設の管理運営を適切に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。ただし、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の法人等で構成するグループ団体が応募する場合には、グループの構成が次のいずれかであること。

- 県内事業者のみによるもの
- 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

5 指定の手続

- 指定管理者の指定を受けようとするものは、（2）の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 2の業務に係る事業計画書
 - 2の業務に係る収支予算書
 - 2の業務に係る管理代行料提案書
 - 定款、規約その他これらに類する書類
 - 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
- 募集期間は、令和6年9月3日（火）から同年11月1日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和6年11月1日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

（3）（1）の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

（4）募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/175001/>）から入手することができる。

（5）（1）の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と港湾施設の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県土木部港湾・海岸課

電話番号088-823-9883

ファクシミリ番号088-823-9657

電子メールアドレス175001@ken.pref.kochi.lg.jp